

昭和 41 年 6 月 1 日 発行

議会だより

第二回臨時町議会は、四月二十七日招集され、会期は一日とし、次の議案が可決された。

議案第二四号

岡垣町行政事務嘱託に関する条例の一部を改正する条例。

岡垣町行政事務嘱託に関する条例（昭和二五年条例第一号）の一部を次のように改める。

第二条を次のように改める。

各区の区域は従来の例による。

新に区の編成、又は統合に関する条例は、区画を明確にし、住民の総意により決定し、且つ本区の承諾を得て、町議会の同意を必要とする。但し特別な事情を除き世帯数は概ね五〇戸以上とする。

附則 第三の別表に次の区を加える。（別表）

高塚区 三吉園地区

この条例は、昭和四十一年四月一日から施行する。

議案第二五号

岡垣町特別会計条例の一部を改正する条例。

岡垣町特別会計条例（昭和三十九年条例第五号）の一部を次のように改正する。

オ一条オ二項を次のように改める。

議案第二六号

岡垣町町税条例の一部を改正する条例。

地方税法の改正に伴い、岡垣町税条例の一部を改正する必

要があるため、これの主な点は身体障害者の軽自動車税の減免と固定資産の免税点の引上げである。

議案オ二七号

岡垣町町税条例の一部を改正する条例。

地方税法の改正に伴い、岡垣

町税条例の一部を改正する必

要があるため、これの主な点は身体障害者の軽自動車税の減免と固定資産の免税点の引上げである。

議案オ二七号

町報 岡垣

町報

第 34 号

(1)

所役者守 莊
行町任辻
發 壱 責 長
岡垣町長
印刷所
有限会社大和印刷所
電話（宗像）2027番

合が一筆ごとにそれぞれ三倍未満は一割、三倍以上八倍未満は二割、八倍以上は三割引き上げられた。
△軽自動車税 II 身体障害者が所有し、かつ、もっぱらその者が運転する軽自動車等（一台に限る）に対して軽自動車税を減免する。

なを詳細については役場税務課に御尋ね下さい。

社会福祉協議会へ香典返しとして

寄附

議案オ二九号
この条例は昭和四十一年四月一日から適用する。

議案オ二八号
この条例は、昭和四十一年四月一日から適用する。

議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例。

岡垣町議会の議員の報酬、及び費用弁償等に関する条例（昭和四十一年条例オ五号）の一部を次のように改正する。

オ四条オ二項の別表一を次のとおり改正する。

高倉、故早川征一氏（一十四才）昭和四十一年四月十四日死亡
宿泊料 一泊 二、〇〇〇円
船賃 一杆
鐵道貨 一杆
二等実費
一日 当 郡内
郡外 三〇〇円
一五〇円
一〇円
七円
別表一
附則

岡垣町特別職の職員給与に関する条例の一部を改正する条例。

岡垣町特別職の職員給与に関する条例（昭和四一年条例オ三号）の一部を次のように改正する。

高倉、故早川征一氏（一十四才）昭和四十一年四月十四日死亡
宿泊料 一泊 二、〇〇〇円
船賃 一杆
鐵道貨 一杆
二等実費
一日 当 郡内
郡外 三〇〇円
一五〇円
一〇円
八円
別表一
附則

岡垣町議会の議員の報酬、及び費用弁償等に関する条例（昭和四十一年条例オ五号）の一部を次のように改正する。

高倉、故早川征一氏（一十四才）昭和四十一年四月十四日死亡
宿泊料 一泊 二、〇〇〇円
船賃 一杆
鐵道貨 一杆
二等実費
一日 当 郡内
郡外 三〇〇円
一五〇円
一〇円
八円
別表一
附則

岡垣町議会の議員の報酬、及び費用弁償等に関する条例（昭和四十一年条例オ五号）の一部を次のように改正する。

高倉、故早川征一氏（一十四才）昭和四十一年四月十四日死亡
宿泊料 一泊 二、〇〇〇円
船賃 一杆
鐵道貨 一杆
二等実費
一日 当 郡内
郡外 三〇〇円
一五〇円
一〇円
八円
別表一
附則

岡垣町議会の議員の報酬、及び費用弁償等に関する条例（昭和四十一年条例オ五号）の一部を次のように改正する。

高倉、故早川征一氏（一十四才）昭和四十一年四月十四日死亡
宿泊料 一泊 二、〇〇〇円
船賃 一杆
鐵道貨 一杆
二等実費
一日 当 郡内
郡外 三〇〇円
一五〇円
一〇円
八円
別表一
附則

岡垣町議会の議員の報酬、及び費用弁償等に関する条例（昭和四十一年条例オ五号）の一部を次のように改正する。

高倉、故早川征一氏（一十四才）昭和四十一年四月十四日死亡
宿泊料 一泊 二、〇〇〇円
船賃 一杆
鐵道貨 一杆
二等実費
一日 当 郡内
郡外 三〇〇円
一五〇円
一〇円
八円
別表一
附則

岡垣町議会の議員の報酬、及び費用弁償等に関する条例（昭和四十一年条例オ五号）の一部を次のように改正する。

高倉、故早川征一氏（一十四才）昭和四十一年四月十四日死亡
宿泊料 一泊 二、〇〇〇円
船賃 一杆
鐵道貨 一杆
二等実費
一日 当 郡内
郡外 三〇〇円
一五〇円
一〇円
八円
別表一
附則

岡垣町議会の議員の報酬、及び費用弁償等に関する条例（昭和四十一年条例オ五号）の一部を次のように改正する。

高倉、故早川征一氏（一十四才）昭和四十一年四月十四日死亡
宿泊料 一泊 二、〇〇〇円
船賃 一杆
鐵道貨 一杆
二等実費
一日 当 郡内
郡外 三〇〇円
一五〇円
一〇円
八円
別表一
附則

岡垣町議会の議員の報酬、及び費用弁償等に関する条例（昭和四十一年条例オ五号）の一部を次のように改正する。

高倉、故早川征一氏（一十四才）昭和四十一年四月十四日死亡
宿泊料 一泊 二、〇〇〇円
船賃 一杆
鐵道貨 一杆
二等実費
一日 当 郡内
郡外 三〇〇円
一五〇円
一〇円
八円
別表一
附則

岡垣町議会の議員の報酬、及び費用弁償等に関する条例（昭和四十一年条例オ五号）の一部を次のように改正する。

高倉、故早川征一氏（一十四才）昭和四十一年四月十四日死亡
宿泊料 一泊 二、〇〇〇円
船賃 一杆
鐵道貨 一杆
二等実費
一日 当 郡内
郡外 三〇〇円
一五〇円
一〇円
八円
別表一
附則

岡垣町議会の議員の報酬、及び費用弁償等に関する条例（昭和四十一年条例オ五号）の一部を次のように改正する。

高倉、故早川征一氏（一十四才）昭和四十一年四月十四日死亡
宿泊料 一泊 二、〇〇〇円
船賃 一杆
鐵道貨 一杆
二等実費
一日 当 郡内
郡外 三〇〇円
一五〇円
一〇円
八円
別表一
附則

岡垣町議会の議員の報酬、及び費用弁償等に関する条例（昭和四十一年条例オ五号）の一部を次のように改正する。

高倉、故早川征一氏（一十四才）昭和四十一年四月十四日死亡
宿泊料 一泊 二、〇〇〇円
船賃 一杆
鐵道貨 一杆
二等実費
一日 当 郡内
郡外 三〇〇円
一五〇円
一〇円
八円
別表一
附則

岡垣町議会の議員の報酬、及び費用弁償等に関する条例（昭和四十一年条例オ五号）の一部を次のように改正する。

高倉、故早川征一氏（一十四才）昭和四十一年四月十四日死亡
宿泊料 一泊 二、〇〇〇円
船賃 一杆
鐵道貨 一杆
二等実費
一日 当 郡内
郡外 三〇〇円
一五〇円
一〇円
八円
別表一
附則

ヘルメットをかぶりましょう

交通量の増大に伴い、交通事故も日を追ってふえていますが中でも単車（自動二輪車、原付自転車）の事故は、路上にほうり出されるので大事になりやすいから、頭を保護する為ヘルメット着用の推進を図っています。

（岡垣町警察署）

国税局長(国税局協議団) 三ヶ月以内に審査の請求について決定	三ヶ月過ぎても税務署長の 決定がされない時は、三ヶ月を過ぎる翌日から	1、みなし審査の請求	税務署長は三ヶ月以内に 審理し、異議申立てに決定	更正、決定等の通知を受けた日から一ヶ月以内	もし税務署の調査で更正、決定等をうけて、不満だったら	異議の申し立て	不服申立制度を!
-----------------------------------	---------------------------------------	------------	-----------------------------	-----------------------	----------------------------	---------	----------

入場券の半片は、入場税を払ったという領収書です。入場税は皆さんの町を明るく、美しく、住みよい町にするため地方自治体へかん元されます。	入場券の半片を受取ります。町を明るく、美しく、住みよい入場券の半片は、入場税を払ったことを証明するため、地方自治体へかん元されます。	☆入場券の半片を受取 りましょう	裁判所	訴訟の提起	国税局長の裁決を受てもまだ納得できない時、又は三ヶ月を過ぎても裁決がなかった時	最終の救済手段となつて いる	☆税金に不満があるときは不服申立制度を!
--	--	---------------------	-----	-------	---	-------------------	----------------------

若松税務署

國税局長(國税局協議団)
三ヶ月以内に審査の請求について決定を受けた日の翌日から一ヶ月以内支店内福岡県府署推進委員会
くわしくは公民館におたすね下さい。本文は四〇〇字詰原稿用紙五枚
内 容はなんでも自由です
特選 三篇 賞金各三万円
秀作 七篇 賞金各二万円
送り先 福岡市天神四 日本銀行福岡
支店内福岡県府署推進委員会

「わが家の家計簿」 体験談募集

秀作七篇 賞金各二万円

送り先 福岡市天神四 日本銀行福岡
支店内福岡県府署推進委員会

くわしくは公民館におたすね下さい。

小、中学校 校舎校庭使用心得

備が行なわれています。それでみんなで公共物を大切に扱いましょう。

一、校舎、校庭を使用する場合は、責任者は必ず三、四日前までに届け出で、学校は立派な教育がされるよう常に周到な管理と環境の整備が行なわれています。それでみんなで公共物を大切に扱いましょう。

二、使用当日も、始めと終りには学校の先生に届けること。

三、学校の行事があるとき、許可なく使用しているとき、常に周到な管理と環境の整備が行なわれています。それでみんなで公共物を大切に扱いましょう。

四、校舎等を損傷した場合は、届け出で、それ相等の弁償をすること。

五、体育行事等で使用し、後で注意を要するものは、学校から区長さん体育委員さん連絡しますから、責任もして善処下さい。

岡垣町教育委員会

こどもを水禍事故から守ろう

ことしもいよいよ子供たちが水に親しむ季節となりました。毎年のことながら夏季には、たくさんの子供たちが水の事故で尊い命を失っています。こんな悲惨なことはありません。特に折尾署管内は、海や川、池、沼などが多く子供たちには恵まれておらず、いたましい水の犠牲が多いところです。

昨年(昭和40年)中の事故は、

区分	幼児	小学生	中学生	高校生	一般少年	計
県内	40	36	11	9	7	103
折尾署管内	2	2				4

となっておりますが、折尾署管内ではこの4名の死者のほか6人の子供が溺れましたが発見が早かったため救助されています。

つぎに場所別にみると

区分	海	川	池、沼	用水場	プール	その他	計
県内	20	31	24	18	4	6	103
折尾署管内	2	2					4

となっております。お互い子を持つ親は勿論、みんなでこの痛々しい事故をなくすため、よその子だなどと思わず危いところで水遊びには注意を与え、今年こそ私たちのまわりから1人の犠牲者も出さず楽しい夏をすごすことに努力しましょう。

折尾警察地区防犯会
折尾警察署

書留は、郵便物の取扱に当つてその引受け及び配達を記録し、その事実を明らかにする外、郵便物の運送経路を記録しその一種確実な送達をするとともに郵便物が運送途中に万一亡失し又はき損した場合はその損害を賠償する制度で、記録扱と損害保険扱の二つの性質を持っているのであります。

然して、この書留制度の利用者は一般的に郵便物を「書留」として差し出せば送達途中に亡失した場合にはその実損額(郵便物の内容品の損害価格)の全額を賠償してもらうものと見えます。ただし、金属等送達途中になくなってしまった場合、それでも差し出せばその損害額を賠償してもらうものと見えます。そこで、金属等送達途中になくなってしまった場合は、いくら内容品が高額のものであっても千円を限度とする実損額しか賠償しないことがあります。郵便法に規定されていますから書留郵便物をお差し出しのときは必ずこの申し出をされるものとされています。

損害要償額の申し出がなかなかたることは、いくら内容品が高額のものであっても千円を限度とする実損額しか賠償しないことには郵便法に規定されていますから書留郵便物をお差し出しのときは必ずこの申し出をされるものとされています。そこで、金属等送達途中になくなってしまった場合は、いくら内容品が高額のものであっても千円を限度とする実損額しか賠償しないことがあります。郵便法に規定されていますから書留郵便物をお差し出しのときは必ずこの申し出をされるものとされています。

書留郵便制度について

岡垣町役場

人事異動

籍係長より)

△門司敏秋

会計係長(庶務係長より)

△中村一美

教育委員会事務局出向(税務課長より)

△加藤三郎

税務課長(教育委員会事務局課長より)

△門司文敏

東部出張所長(住民課長より)

△高橋護城

住民課長、戸籍係長兼務(戸籍係長より)

△青柳玄祐

税務課へ(税務課より)

△小川海治

庶務係長(消防係長より)

△秋武勲

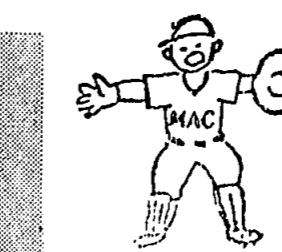
退職

△須崎義弘

消防係長(会計係長より)

△刀根重弘

庶務係長(消防係長より)



西 黒 山 海 老 津

西 黑 山 海 老 津

人権擁護委員制度のおしらせ

六月一日は、人権擁護委員法が制定されて十七周年になります。

人権擁護委員とは、どういうものなのか、私達の生活とどういうつながりがあるのか述べてみましょう。

私達は人間として生きるために、生命と自由と幸福追求の権利一人一人を生まれながらにしてもらっています。

のびのびとした苦しみのない生活ができる、楽しい平和な社会、それはみんなの努力でつくりあげなければなりませんが、そのためには先ずお互いに人権を尊重し、守りあわなければなりません。

しかし実際には、自分勝手な人や、無理解な人がいて、暴力等によって個人としての自由を奪ったり、営業妨害、私生活の曝露、名誉毀損、ぎやく待、差別待遇、村八分、人身売買等の人権侵害が発生することがあります。

また教師の体罰や、警官のゆきすぎた取り調べなど、公務員の横暴、或いは公害による生活の脅威も人権侵害であります。

人権擁護委員は、このような人権侵害が起らないように監視したり、恐れたりしないで最寄りの委員に相談して下さい。

委員は無料で、相談に応じます。

すし、関係人の秘密を守り、公平な立場で問題の解決に努めます。

なお委員は、市、町、村長の推薦した者の中から、県知事、弁護士会等、関係機関の意見を聞いて、最もその使命にふさわしい人を法務大臣が任命します。町内におられる人権擁護委員の方はつきのとおりです。

記

戸切一、三八七番地

内浦 一九九番地

長畠光子氏

石田一雄氏

記

遠賀保健所業務日程表

土	金	木	水	火	月	曜時
	成人病相談	結核健康相談	家族計画相談	母性相談	乳幼児相談	午前
					精神衛生相談	午後
受付時間	午前九時~十一時				1、BCG接種	
					2、血液検査	第四木曜
					3、喀痰塗抹検査	第五木曜
					4、寄生虫検査	第六木曜
					月、水、木曜	
					月、水、木曜	
					月、木曜	
					月、木曜	
					月、木曜	

安樂院物語

今年始めてやった海老津、西黒山等は非常に歓迎され、盛会で来年も是非やるとはりきっている。西黒山の体育委員花田仁さんが運動会の後アンケートをとったので参考まで、参加者全員、楽しかった全員、来年以後も続ける賞品、予算、昼食、競技等も大部分の方がよいと解答している。

仁和元年（八七五）聖谷阿が

この外、廃品回収して資金を作った所や、区長、体育委員が奔走して復人間関係の疎通に重要な役割を果す運動会となって現われている。

渺茫たる響灘、眼下には松の緑を高浜の辻という。北の方には八所松原の第一と称せられた景勝地で、その中央の最も高い所の樹海を見おろす一大景観である。俗に碁石原と云う、こゝの景勝の地が、昔鎮西の高野といはれた松原山安楽院の旧地である。俗に碁石原と云う、こゝの景勝の地が、昔鎮西の高野といはれた松原山安楽院の旧地である。俗に碁石原と云う、こゝの景勝の地が、昔鎮西の高野といはれた松原山安楽院の旧地である。

勝地で、その中央の最も高い所を高浜の辻という。北の方には八所松原の第一と称せられた景勝地で、その中央の最も高い所の樹海を見おろす一大景観である。俗に碁石原と云う、こゝの景勝の地が、昔鎮西の高野といはれた松原山安楽院の旧地である。俗に碁石原と云う、こゝの景勝の地が、昔鎮西の高野といはれた松原山安楽院の旧地である。

寺記に寺領二千石、境内三千七百坪とあるから、想像するに立派な一大靈廟であった事であろう。そしてこの丘の上に立てられた十三層の塔には、夜な夜な燈火がともされて、沖を通じて船の為に、燈台の役割を果していたという事である。

寺記に寺領二千石、境内三千七百坪とあるから、想像するに立派な一大靈廟であった事であろう。そしてこの丘の上に立てられた十三層の塔には、夜な夜な燈火がともされて、沖を通じて船の為に、燈台の役割を果していたという事である。

創建以来星霜ここに一千九十二年その間においてこの寺の第廿八世空善上人の時、天正十三年（一五八五）の冬の大友の兵燹は、この寺にとつては實に法燈播ぐ悲壯な出来事であった、

空善上人の俗縁の従弟である御笠郡岩屋の城主阿口判官は、豊後の大友義連と戦つて敗れ、一時芦屋の山鹿城に遁れた。此処でも再び破れて、兵五十騎を率いて逃れ、安楽院に立籠つたが衆寡敵せず、終に阿口判官は戦死を遂げてしまった。

空善上人は侍童白石菊童丸を携えて吉木に遁れたが、敵將鬼津平内が之を追つた。上人は終に悲壯な最後を遂げ、菊童丸も之に殉じた。實に天正十三年十一月十八日であった。

この戦で、さしもの大寺であった安樂院も、堂塔伽藍悉く兵火に罹り、旧記什宝は皆灰燼に転した。人々は靈場の廢墟と化した事を悲しみ、有為転変を嘆いたがせんすべも無かつた。

この時非業の最後を遂げた幾多の精霊の為に、元松原部落の里人は今も尚毎年旧十一月十八日（行五二名、江原氏と私を除いては、二〇才から二十五才の元氣漲る若き男女で、意氣軒昂山をもぬく勢いで、休憩もせず、一気に千米まで登る。山なれた人たちにはへいちらら

犬ヶ岳登山

岡垣山の会は五月八日、福岡、大部分の両県にまたがる犬ヶ岳にオ二回の登山をする。

一行五二名、江原氏と私を除いては、二〇才から二十五才の元氣漲る若き男女で、意氣軒昂山をもぬく勢いで、休憩もせず、一気に千米まで登る。

處でも再び破れて、兵五十騎を率いて逃れ、安樂院に立籠つたが衆寡敵せず、終に阿口判官は戦死を遂げてしまった。

空善上人は侍童白石菊童丸を携えて吉木に遁れたが、敵將鬼津平内が之を追つた。上人は終に悲壯な最後を遂げ、菊童丸も之に殉じた。實に天正十三年十一月十八日であった。

この戦で、さしもの大寺であった安樂院も、堂塔伽藍悉く兵火に罹り、旧記什宝は皆灰燼に転した。人々は靈場の廢墟と化した事を悲しみ、有為転変を嘆いたがせんすべも無かつた。

この時非業の最後を遂げた幾多の精霊の為に、元松原部落の里人は今も尚毎年旧十一月十八

日に慰靈法要を當み、併せて先祖祭りをして、空善祭と呼んでいる。

寺僧が辛じて兵火の中をくぐって持ち出した本尊阿弥陀仏はかつて四條天皇にお仕えしていた、官女白藤姫の住坊であったと云う白藤坊にお移し申した。これが現在の安樂院である。香木白檀で刻まれた阿弥陀仏の立像は、その昔奈良朝時代の僧行基の作という、豊かな慈悲相を湛える千古の古仏である。

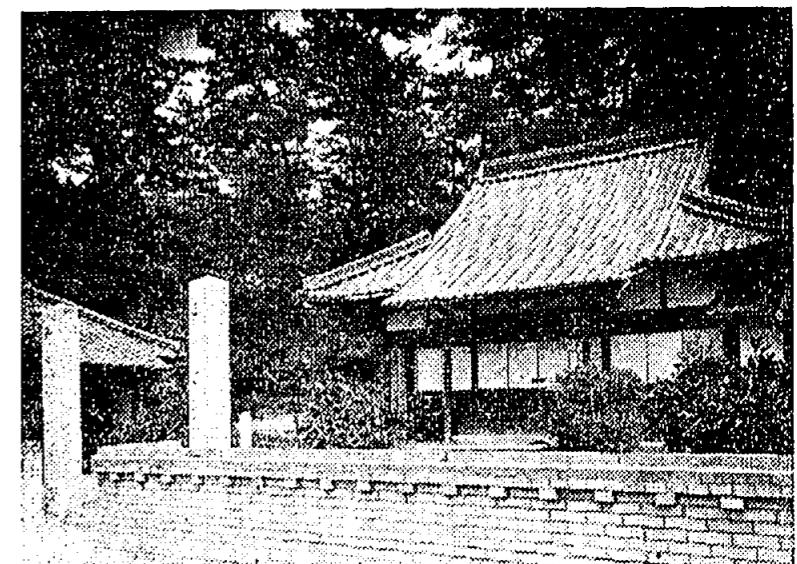
昔の伝えを聞く處、松風の音は今尚榮枯盛衰の跡を物語つてゐる。

元松原安樂院住職

——青柳英三——



登山風景



安樂院



日本脳炎の発生と予防

各市町村では、五月から六月にかけて、日本脳炎の予防接種を行なっている。これは、注射をしたからといってすぐに効果があらわれるものでなく、二週間すぎたころから免疫が徐々に高まると、急に三十九度から四十度以上の高熱と、はげしい頭痛が死亡している。日本脳炎にかかると、急に三十九度から四十度以上のかたくなつて動かなくなる。また興奮して暴れることもある。

この病気は、日本脳炎ウイルスをもつた、コガタアカイエカに媒介されるもので、七月中ごろから流行する。従来は、こどもや、老人に多い病気であったが、最近では、青年、中年にも多くなっている。

○点灯寿命は、けい光ランプの寿命

けい光ランプは放電しなくなるまでの点灯時間、あるいは明るさが最初の60パーセントぐらくに豚舎に発生するコガタアカイエカ（豚の血を吸つて有毒蚊となる）を駆除する予定。

過労をさけ、じゅうぶんな睡眠をとつて、栄養に気をつけるなど、健康に注意するようになります。

防ぐことである。県では、六月を蚊の駆除強調月間として、とにかく豚舎に発生するコガタアカイエカ（豚の血を吸つて有毒蚊となる）を駆除する予定。

ふつう前者を「点灯または断線寿命」後者を「有效寿命」と呼んでいます。

○点灯寿命は、けい光ランプの寿命

動時および点灯中、フライメント（電極）に塗布された電子放射物質（エミッター）がだんだんと消耗して、十分な電子放射が困難となることに起因します。

○有效寿命は、点灯中のけい光物質と水銀との反応や、けい光物質自体の劣化が原因となり

しいが、机につき、体のなまつた私にはきつかった。若い者は負けるものかと、意地で登つたが、九五〇米位の所は足がふらつき、汗だくだくで、一人だつたら引き返したろう。然し昼食で一休みすると、元氣恢復、後はさほどでもない。

天然記念物に指定されているシャクナゲは未だ蕾だったし、花数も少なかつたが、道中の若葉、岩をかむ溪流、滝は莊觀だつたし、それより千百米登り得

バツの中での会員は紳士的で終始健全な歌を合唱していた。

六月十二、三日、九重登山を計画している。（公民館主事）

（ちなみに岡垣山の会は入会金百円、会費月五十円、毎月例会と一同登山、登山の費用はその都度徴収、岡垣町体育協会に加入。希望者は御連絡下さい。）

バスの中での会員は紳士的で終始健全な歌を合唱していた。

六月十二、三日、九重登山を計画している。（公民館主事）

（ちなみに岡垣山の会は入会金百円、会費月五十円、毎月例会と一同登山、登山の費用はその都度徴収、岡垣町体育協会に加入。希望者は御連絡下さい。）

（ちなみに岡垣山の会は入会金百円、会費月五十円、毎月例会と一同登山、登山の費用はその都度徴収、岡垣町体育協会に加入。希望者は御連絡下さい。）